

令和3年12月教育委員会定例会会議事録

- 1 招集年月日 令和3年12月16日（木）午前10時00分
- 2 招集場所 喜多方市役所本庁4階 第3委員会室
- 3 出席者
- |          |         |
|----------|---------|
| 教育長      | 大場 健 哉  |
| 教育長職務代理者 | 荒 明 美恵子 |
| 三番委員     | 遠 藤 一 幸 |
| 四番委員     | 高 橋 明 子 |
- 4 出席職員
- |          |         |
|----------|---------|
| 教育部長     | 高 畑 圭 一 |
| 教育総務課長   | 佐 野 仁 美 |
| 学校教育課長   | 穴 澤 正 志 |
| 生涯学習課長   | 佐 藤 洋   |
| 文化課長     | 松 崎 裕 美 |
| 中央公民館長   | 栗 城 由 紀 |
| 学校教育課主幹  | 小荒井 浩   |
| 教育総務課長補佐 | 塚 原 和 憲 |
| 学校教育課長補佐 | 油 井 弘 美 |
| 生涯学習課長補佐 | 高 橋 淳   |
| 文化課長補佐   | 鈴 木 美智子 |
| 文化課長補佐   | 片 岡 洋   |
| 中央公民館長補佐 | 塚 原 優 郁 |
- 5 閉 会 午前11時10分

1 開会  
2 会期の決定  
3 書記の指名

教育長                   おはようございます。

                          本日は、大森委員欠席であります。ほか全員おそろいですので、これから12月の教育委員会定例会のほうを始めてまいりたいと思います。

                          開会時刻であります。午前10時ということでお願いいたします。

                          続いて、会期の決定であります。会期につきましては、本日1日ということでよろしいでしょうか。

                          <異議なしの声あり>

教育長                   では、ご異議ないということで、会期については本日1日としたいと思います。

                          続いて、書記の指名であります。教育総務課の課長補佐、塚原さんをお願いしたいと思います。よろしいですか。

                          <異議なしの声あり>

教育長                   では、ご異議なしで、書記については、塚原課長補佐のほうにお願いいたします。よろしくをお願いします。

4 会議録の承認

教育長                   続いて、4番の会議録の承認に移ります。

                          お手元に10月と11月の定例会の議事録があると思うんですが、その内容等について、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

                          <なしの声あり>

教育長                   それでは、10月、11月分の議事録については承認することといたします。

5 報告事項

(1) 行事等の報告

教育長                   続いて報告事項に入ります。

                          (1)、(2)ありますが、(1)、(2)通じて、加筆訂正等ありましたらお願いいたします。

教育総務課長 加筆訂正はありませんので、よろしくお願いいたします。

教育長 それでは、最初に行事等の報告を取り上げますので、事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長 1 ページをお開き願います。

行事等の報告について申し上げます。

前回11月の定例会開催日の11月11日から昨日までの行事等につきましては、記載のとおり5件ございました。日時、行事名、開催場所、出席者は記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

以上で、行事等の報告の説明を終わります。

教育長 では、行事等の報告の内容につきまして、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。特にありませんか。

<なしの声あり>

教育長 では、ご異議等特になしということですので、行事等の報告についてはこの程度といたします。

## (2) 教育長の報告

### 報告第26号 共催及び後援の承認について

教育長 続いて、(2)の教育長の報告、3点ありますが、最初に報告第26号共催及び後援の承認についてを取り上げます。事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長 2 ページをお開き願います。

報告第26号共催及び後援の承認についてですが、11月定例会以降、共催を1件、後援を3件承認いたしましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定によりご報告をするものでございます。

なお、使用名義はいずれも喜多方市教育委員会であります。

内容等につきましては所管課から説明をいたします。

学校教育課長 それでは、3 ページをお開き願います。

学校教育課の共催1件についてご報告申し上げます。

ナンバーの1、令和3年12月11日、12日、會津風雅堂を会場に令和3年度第49回福島県アンサンブルコンテスト、第46回会津支部大会が開催されました。

学校教育課は以上であります。

生涯学習課長 次に、生涯学習課所管の後援について、ご説明申し上げます。

まず、ナンバー1の後援でございますが、事業名は会津フィルハーモニックウインズスプリングコンサート2022で、開催日につつま

しては令和4年3月20日、日曜日でございます。会場は、喜多方プラザでございます。このコンサートにつきましては、地域の子供たちが音楽に楽しみ、演奏活動を通じて音楽文化の振興を図るため実施するものであり、以下記載の内容でございます。

次に、ナンバー2でございます。こちらにつきましては、事業名が現代版組踊「息吹～南山義民喜四郎伝」で、開催日につきましては令和4年3月26日、土曜日と27日日曜日の2日間で実施されます。会場は、喜多方プラザでございます。

この後援でございますが、会津地域を舞台といたしました現代版の組踊ということで、会津若松市、喜多方市、猪苗代町などの地域の児童生徒たちが出演する後援でございます。以下、記載の内容でございます。

以上です。

文化課長

ナンバー3について申し上げます。

後援ですが、実施済みの分になります。喜多方子ども劇場の第172回例会、笛師九兵衛カラクリズムコンサート（葦笛工房）公演、開催日につきましては11月26日、喜多方プラザの小ホールで実施されました。実績報告もされておりまして、大人、子供合わせて65名の参加があったということでございます。

以上です。

教育長

それでは、ただいま共催1件、後援3件について説明ありました。この内容につきましてご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。ご異議等ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

特に異議なしということですので、この件についてはこの程度といたします。

## 報告第27号 損害賠償の額の決定及び和解について

教育長

続いて、報告第27号損害賠償の額の決定及び和解についてを取り上げます。事務局より説明をお願いします。

学校教育課長

それでは、4ページをご覧ください。

報告第27号損害賠償の額の決定及び和解についてであります。以下の専決第11号から専決第13号までの損害賠償の額の決定及び和解につきまして、専決処分し令和3年12月市議会定例会へ報告しましたので、ご報告いたします。

次ページをお開き願います。

報告第15号専決処分の報告であります。地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告するものであります。

専決第11号損害賠償の額の決定及び和解につきましては、次ページをご覧ください。

専決第11号損害賠償の額の決定及び和解についてであります。令和3年7月1日午後5時頃、喜多方市山都町字上ノ原道西810番1地内において、相手方の所有する家屋に部活動中の喜多方市立山都中学校の生徒が投げたボールが当たり、相手方家屋に損傷が生じたので、これに対する損害を下記のとおり賠償し、和解するものであります。

損害賠償額は8,910円、損害賠償の相手方は記載のとおりであります。和解の内容につきましては、本件については損害賠償の額を上記のとおりとし、各当事者は、ともに将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等を行わないとするものであります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分いたしました。専決処分年月日は、令和3年11月10日であります。

次ページをお開き願います。

報告第16号専決処分の報告についてであります。地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告するものであります。

専決第12号損害賠償の額の決定及び和解については、次ページをご覧ください。

専決第12号損害賠償の額の決定及び和解についてであります。令和3年7月16日午後4時30分頃、喜多方市山都町字上ノ原道西810番1地内において、相手方の所有する家屋に部活動中の喜多方市立山都中学校の生徒が投げたボールが当たり、相手方家屋に損傷が生じたので、これに対する損害を下記のとおり賠償し、和解するものであります。

損害賠償額は5,500円、損害賠償の相手方は記載のとおりであります。和解の内容につきましては、本件については損害賠償の額を上記のとおりとし、各当事者は、ともに将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等を行わないとするものであります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分いたしました。専決処分年月日は、令和3年11月10日であります。

次ページをお開き願います。

報告第17号専決処分の報告についてであります。地方自治法第

180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告するものであります。

専決第13号損害賠償の額の決定及び和解については、次ページをご覧ください。

専決第13号損害賠償の額の決定及び和解についてであります。令和3年9月11日午後4時30頃、喜多方市山都町字上ノ原道西810番1地内において、相手方の所有する乗用車に部活動中の喜多方市立山都中学校の生徒が打ったボールが当たり、相手方車両に損傷が生じたので、これに対する損害を下記のとおり賠償し、和解するものであります。

損害賠償額は2万9,890円、損害賠償の相手方は記載のとおりであります。和解の内容につきましては、本件については損害賠償の額を上記のとおりとし、各当事者は、ともに将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等を行わないとするものであります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分いたしました。専決処分年月日は、令和3年11月10日であります。

以上で、説明を終わります。

教育長

ありがとうございます。

ただいま報告第27号の内容について説明がありましたが、この内容等についてご意見、ご質問、ご異議等ありましたらお願いいたします。

荒明委員

荒明です。この3件とも山都中学校の生徒が投げたボールが多分校庭と隣り合わせの家屋なのかなと思うんですが、いつもボールが車に当たったり、家に当たったりしているというふうな状況を見ると、多分境目辺りがかなり低くなっているのかなと思われるんですが、今後もこういうことが起きないように、何か今後の対応策というんですか、そういうことについては考えられたんでしょうか。

学校教育課長

投球したボールがフェンスの隙間を抜けて家屋に行ってしまった。そして、ボールがフェンスのちょっとした隙間を縫って家屋に行ってしまった。それから、打ったボールがフェンスを大きく越えて道を挟んだその隣の家屋の脇にあった乗用車に当たってしまったということが今回の現状でございました。それで、中学校に対してはその練習の投げる方向ですとか、バットで打つ方向等をそれぞれ変えたり、バックネットについては、少し隙間があったところを修復したりしながら対応してきたところでございます。これ以降については、こうしたことは現在起こっておりません。

教育長

よろしいですか。

ほかにごございますでしょうか。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

ほかにご異議等ないということですので、報告第27号につきましては、この程度といたします。

#### 報告第28号 喜多方市社会教育関係団体の認定の取消について

教育長

続いて、報告第28号喜多方市社会教育関係団体の認定の取消についてを取り上げます。

説明をお願いします。

生涯学習課長

それでは、報告第28号喜多方市社会教育関係団体の認定の取消についてご説明申し上げますので、11ページをお開きいただきたいと思います。

喜多方市社会教育関係団体に関する規則第8条の規定に基づきまして、喜多方市社会教育関係団体の認定を取り消したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により、ご報告申し上げます。

団体名、認定取消日等については、次ページ、12ページをお開きいただきたいと思います。

認定を取り消した団体につきましては、記載の団体になりますが、取消をした理由といたしましては、継続認定のために調査票ということで提出を求めているところでございますが、再三にわたりますて提出の依頼ということで、3年度3回程度いたしました、いまだに調査票の提出がされていないということから、認定の取消をしたものでございます。

代表者、所在地、認定取消日につきましては、記載のとおりでございます。

以上です。

教育長

ただいま、説明ありましたが、この内容につきまして、ご意見、ご質問等あったらお願いいたします。ご異議等ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、特にないということですので、報告第28号については、このとおりといたします。

以上で、報告事項のほうは閉じたいと思います。

## 6 審議事項

### 議案第25号 喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区保存活用計画の変更について

- 教育長 続いて、6番の審議事項に移ります。  
案件としては、1件ではありますが、この内容等につきまして、加筆訂正等あったらお願いいたします。
- 教育総務課長 加筆訂正はありませんので、よろしくをお願いいたします。  
教育長 それでは、議案の第25号喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区保存活用計画の変更についてを議題として取り上げますので、説明をお願いいたします。
- 文化課長 議案第25号についてご説明いたしますので、13ページをご覧くださいと思います。  
喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区保存活用計画の変更についてであります。喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例第3条第4項の規定に基づきまして、喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区保存活用計画を下記のとおり変更したいとするものです。  
これにつきましては、喜多方市伝統的建造物群保存地区保存審議会の答申を受けて、計画を変更したいとするものでございます。  
変更の内容につきましては、伝統的建造物の追加、追加する建造物については2件であります。2件とも非常に古い建物でありまして、いずれも特定基準を満たしております。  
保存活用計画については、別紙をご覧くださいと思います。  
保存活用計画の変更部分のみを抜粋しております。4ページ、5ページをお開きいただきたいんですが、この建造物の追加によりまして、リストと分布図を変更しております。伝統的建造物群のほうに2件がプラスされまして、全体で193の登録ということになります。  
説明は以上です。
- 教育長 ありがとうございます。  
ただいま事務局側より説明ございましたが、この内容等についてご意見、ご質問、ご異議等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。  
<異議なしの声あり>
- 教育長 特にご異議等ないということですので、議案第25号喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区保存活用計画の変更については、この案のとおり可決することといたします。  
以上で審議事項のほうは終わります。

## 7 協議事項



## 協議第5号 喜多方市教育振興基本計画（案）について

教育長 続いて、7番の協議事項、2件ありますが、この内容等につきまして加筆訂正あったら、お願いします。

教育総務課長 加筆訂正ございませんので、よろしく願いいたします。

教育長 それでは、協議第5号を取り上げます。

喜多方市教育振興基本計画（案）についてであります。事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長 協議第5号喜多方市教育振興基本計画（案）についてご説明をいたしますので、別冊のほうをご準備いただきたいと思います。

まず、計画案のご説明に入ります前に、これまでの経過のほうを少し申し上げます。

まず、9月の教育委員会定例会におきまして、見直し方針案骨子をお示ししまして、ご協議のほうをいただいております。

10月の教育委員会定例会におきましては、教育振興基本計画審議会へ指名をするに当たりまして、見直し計画案のご審議をいただきました。

その後、11月1日に第1回目の教育振興基本計画審議会を開催しまして、見直し計画について諮問、同月5日に第2回、17日に第3回、12月7日に第4回の審議会をそれぞれ開催しまして、計画案についてご審議をいただき、ご意見のほうをいただいていたところでございます。

本日、教育委員会定例会にお示しいたします計画案につきましては、審議会から出されました意見、今年度見直しを行っております総合計画との整合、各課での点検、令和2年実施の国勢調査の人口などが確定したことなどによりまして、10月の教育委員会定例会でお示しをいたしました計画案から修正のほうをしておりますので、その内容につきましてご協議をお願いしたいとするものでございます。

内容をご説明いたしますので、別冊のほうをご準備いただきたいと思います。

別冊のほうで朱書きをした箇所が修正をしたところになりますので、その部分についてご説明のほうをさせていただきます。

表紙をめくっていただきまして、目次をご覧いただきたいと思います。第2章の5及び6につきましては、記載の最初に主な生涯学習関連施設と、主なという言葉が入っていましたが、それを削除する文言の整理を行っております。

続きまして、目次めくっていただいて、基本目標3、施策目標2の地域に残る自然や歴史、文化等の保存と活用について、これまで文化等の保全と活用としておりましたが、保存という言葉の使い方が適当ということで、修正のほうをしております。

続いて、1ページご覧いただきたいと思います。

第1章の1の(1)社会情勢の変化について、近年自然災害が多く発生している状況について、追記のほうをしております。また、計画全体を通しまして、用語について解説が必要なものについては、米印によりまして計画全体にわたり記載することと修正のほうをしております。

続いて、2ページお開き願います。

資料の②の第3期教育振興基本計画の概要については、内容を明確にするために加筆のほうを行っております、(3)の本市の教育振興基本計画の見直しの趣旨については、文言の整理をしております。

3ページ、ご覧いただきたいと思います。

2の平成29年度からこれまでの取組の総括については、基本理念の分を加筆しまして、基本目標1から3の字体について計画全体にわたり統一のほうをする修正をしております。

次に4ページをお開き願います。

中ほどの指標になります。体力、運動能力調査における達成率の令和元年度中学校女子の実績値について、これまで45%と表記しておりましたが、点検の結果、50.0%のほうに修正のほうをしております。

続いて、6ページをお開き願います。

上から3つ目の指標、指標名と指標の説明について文言の整理をしております。

それから、8ページお開き願います。申し訳ありません、9ページご覧いただきたいと思います。

3の見直しによる主な変更点についてですが、文言の整理を行う修正をしております。

また、その下の下になります、2つ下、5の計画期間についても文言の整理を行う修正を行っております。

続いて、10ページお開き願います。

第2章の本市の教育を巡る現状ですが、令和2年に実施しました国勢調査の確定人口等が去る11月30日に公表されましたので、それに伴いまして加筆修正をしております。まず、4行目の高齢化率については36.8%を加筆しております。

それから、1の喜多方市長期人口ビジョンによる将来展望人口の令和2年を4万4,760人に修正をしております。

11ページご覧ください。

5の生涯学習関連施設等は目次でご説明したとおり修正しております。

12ページお開きください。6のスポーツ施設は目次でご説明したとおり修正をしております。

7の指定文化財等の状況から9の市内の無形民俗文化財まで令和3年3月1日現在で整理をしておりましたが、最新の令和3年12月1日に修正をしまして、これに伴いまして7の指定文化財等の状況については、国登録文化財の件数を52件に修正しております。

続いて、17ページお開き願います。

第4章施策展開基本目標1 施策目標1の現状と課題、事業の質的改善の2段落目、全ての子どものという文言を加筆しております。この部分につきましては、審議会においてどの子も分かるというような記載にしてはどうかというようなご意見のほういただきました。検討をいたしまして、加筆したものでございます。また、その下の行、授業のについては加筆をしております。その他文言の整理をしております。

続いて、18ページお開き願います。

重点的に取り組む施策、6の幼児教育との接続連携の部分については文字の修正を行っております。

19ページご覧いただきたいと思います。

施策目標2、現状と課題、豊かな心の育成の生徒指導の充実の最後の行につきましては、文言の整理による修正を行っております。

20ページお開き願います。

重点的に取り組む施策4の生徒指導の充実について、Q-Uの記載につきましては、Q-Uテストと使っていたり、Q-Uと使っていたりしましたので、Q-Uということで計画全体にわたり統一する修正を行っております。

21ページご覧いただきたいと思います。

施策目標3、健やかな体づくりの資料の部分については、太字を分かりやすくするような修正を行っております。

続いて、22ページお開き願います。

重点的に取り組む施策について、1の肥満防止指導から5の生涯スポーツへの接続については、審議会からの意見といたしまして、取組をする内容について、もう少し記載のほうをしたほうがいいの

ではないかというふうなご意見をいただきまして、全体を通して加筆のほうをしております。

23ページご覧いただきたいと思います。

施策目標4、一人一人のニーズに応じた教育、現状と課題、キャリア教育体験活動ボランティア活動の充実については、文言の重複がありましたので、削除をするなどの整理をしているところでございます。

その下の不登校児童生徒学習支援についても、文言の整理をしております。

続いて、24ページお開き願います。

重点的に取り組む施策、1のキャリア教育の展開、2段落目「喜多方っ子の夢実現事業」にはかぎ括弧のほうを加筆しておりまして、3の不登校児童生徒の支援につきましては、審議会から不登校にならないような支援も重要であり、20ページの生徒指導の充実とも関連させて、文言の整理をしてはどうかというふうなご意見がありました。これを踏まえまして検討いたしまして、記載のとおり加筆のほうをしております。

続いて、27ページお開き願います。

重点的に取り組む施策、2の安全教育の充実について、審議会から交通教室、防犯教室だけではなくて、防災についても追記してはどうかというふうなご意見がありました。これを踏まえまして検討した結果、防災訓練等についてということで、加筆をしております。

28ページお開き願います。

10のICT活用力と情報活用能力について、審議会から情報モラルについても育成する必要があるのではないかというご意見をいただきました。これを踏まえまして検討した結果、情報モラルの育成を加筆しまして、併せて家庭との連携についても加筆をしております。

29ページご覧いただきたいと思います。

指標と目標値については、基本目標、この部分は1になりますが、2、それから3、それぞれ共通する修正といたしましてまず指標名と指標の説明を別々に設けておりましたが、指標名に一本化する修正を行っております。また、現状値につきましては、令和元年度から令和3年度まで存在するというようなことから、表題の部分に令和2年度というように表記をせずに、それぞれの現状値の部分に記載する修正をいたしました。また、総合計画との整合を図るところで、目標値につきましては、令和3年度からお示ししていま

したが、令和4年度から令和8年度までの記載に修正をいたしました。また、一番右側の部分に、どの施策目標に主に関連するのかが分かるように加筆のほうをしたところがございます。

29ページ、及び30ページの指標と目標値の令和8年度の目標値についての変更はありませんが、令和4年度から7年度については、朱書きの部分の修正をしております。

少し飛びまして、34ページをお開きいただきたいと思います。

基本目標2の部分になります。政策目標2、スポーツに親しめる機会の拡充の現状と課題、スポーツに参加できる機会の提供について、審議会から障がいをお持ちの方についても追記してはどうかというようなご意見がありました。これを踏まえまして検討いたしまして、加筆をしております。そのほか文言の修正をしております。

続いて、36ページお開き願います。

重点的に取り組む施策2の健康づくりを意識したスポーツ活動の推進について、現状と課題と同様、障がいをお持ちの方の文言を加筆しております。そのほか文言の修正を行っております。

5の漕艇場を活用したボートのまちづくりについて、審議会から幼少期や障がいをお持ちの方への推進も必要なのではないかというようなご意見をいただきました。これを踏まえまして検討した結果、加筆をしております。

37ページご覧いただきたいと思います。

施策目標3、郷土を誇り自己啓発できる青少年の育成、現状と課題、青少年健全育成団体の活性化の2段落目は、次ページ、38ページに記載の重点的に取り組む施策との関連により、文言の整理をしております。そのほかは文言の整理をしております。

次ページ、38ページ、お開き願います。

重点的に取り組む施策、青少年ボランティアの育成と活動の推進は、文言の修正をしております。

39ページ、指標の部分ご覧いただきたいと思います。

29ページの基本目標1の部分で、ご説明したとおりの修正をしております。

続いて、40ページお開き願います。

基本目標3、40ページと41ページの美術館については、文言の整理をし、頭のほうに喜多方市と入れるような加筆をしております。

42ページお開き願います。

施策目標2のタイトルの部分になります。目次でご説明いたしましたとおり、保全としておりましたが、保存という言葉に修正をし

ております。

44ページお開き願います。

重点的に取り組む施策1の文化財の保存と活用について、審議会から子供の頃から文化財に触れる機会の拡充を図ることや、年齢を問わず地域全体で継承していくことが必要なのではないかというご意見がございました。これを踏まえまして検討しまして、加筆のほうをしております。

次ページ、45ページご覧いただきたいと思います

29ページでご説明しましたとおり、指標については修正をしております。

46ページ、お開き願います。

こちらは体系図になりますけれども、今まで説明してきた内容について修正があった部分について修正のほうをしております。

説明は、以上になります。

教育長

ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから、基本計画について説明あったわけですが、どこからでも構いませんので、お気づきの点、ご検討ありましたら、お願いいたします。

荒明委員

基本目標2の施策目標3、郷土を誇り自己啓発できる青少年の育成に関することで、ページで言えば37、38になるんですが、私前回もちょっと言ったと思うんですが、郷土を誇り自己啓発できる青少年の育成、この施策目標の言葉は私はとてもいいと思うんです。郷土を誇りという、そういう子供たちを育てることは、これからの喜多方市を支える子供の育成になるわけですから、とても重要な文言だと思います。

ただ、この下の基本目標3は、歴史・文化・芸術への関心を高め豊かな完成と郷土愛を育むということで、郷土を誇りというのは直結、基本目標Ⅲのほうに直結するような感じがいたします。それはともかく、基本目標Ⅱの生涯学習活動への主体的な実践力を育むということから下りてくるなら、主体的に自己啓発できる青少年の育成でもいいのかなと、今の何ていうんですか、施策目標から下りてきている重点的に取り組む施策の内容を見ますと、郷土を誇りに関する具体的な方法みたいなものがちょっと何か見えにくいなど。それで、前回も言ったんですけれども、郷土を誇りという言葉が入らないとしても、それが分かるような具体的な取組がやはりないと、整合性というんですか、文言の整合性というか、内容の整合性というか、それがちょっと弱いんじゃないかなと私感じました。

それで、じゃあ具体的に言えば、38ページの1のところ、重点的に取り組む施策の1番のところには、地域全体で子どもたちの成長を支える地域学校協働活動の推進というところに、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、ともに、その次に地域住民の生きがいつくりや、地域の活性化を図るため、何かそっちのほうが大き目標みたいになっているような言葉なので、私としてはむしろ地域住民の生きがいつくりや、地域の活性化を図りながら、そして子どもたちには、そして地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるために、こうしていくと。具体的には、やはり地域の方々との交流活動を通して、地域の歴史とか偉人の足跡を学ぶ学習活動を充実させるみたいなものを入れていくと、郷土を誇り自己啓発できる青少年の育成、ここでは子どもたち、青少年というよりももう少し幼い子どもたちも含めてというような、そういうことが感じられるのかなというふうに思いました。

教育長

ただ、この内容だけにするんだったら、この施策目標の郷土を誇りというのを入れるのは、何か無理があるんじゃないかなというふうに思ったんですけども、この辺はどうなんでしょうか。

簡単に言うと、この郷土を誇りという部分でのいわゆる実際の事業というか、内容がないという部分ですね。だから、この言葉との、あと内容との整合性はいかがなものかということだと思うんですが、どうでしょうか。

生涯学習課長

貴重なご意見、ありがとうございます。

委員おっしゃるように、郷土を誇りの部分で、何か具体的な部分が表示されていないような気がしますので、委員おっしゃったように地域全体で支える活動の後に、具体的な取組、内容、文言を追記したいと思います。今具体的にどうだというのはちょっと申し上げることはできませんけれども、その辺郷土を誇り、何というんですかね、今後進めていけるような文言といいますか、その辺整理できるようにしたいと思います。そんな形でもよろしいでしょうか。

荒明委員

郷土を誇りという言葉そのものを使うのは難しいと思うんですが、それは入れないとしても、子供たちがやはり地域のことを知る、文化とか歴史とか偉人とか、偉人の足跡を知る、そういうことを要するに地域住民、ここで出てきている地域学校共同活動の推進ありますよね、その方々の力を借りながらとか、そういう体験を充実させていくとなれば、そのことを子供たちは知って、好きになって、将来外に出てもまた戻ってくるとか、そういうのにつながっていくのかなという、そんなふうに思いました。

教育長  
生涯学習課長

よろしいですか。

では、そのように整理させていただきたいと思います。ありがとうございます。

高橋委員

2点ありまして、まずは23ページの不登校児童生徒学習支援なんですが、その黒い文字の一番下のところに、学校復帰を目指すことが必要ですというふうに書かれているんですが、不登校児童に対しての支援というのは、学校復帰はもちろんですが、それが最終的な目的ではないほうがいいと私は考えます。学校に来なくてもその子、その子、一人一人が社会人として生きていける力をつけるような支援というほうが、その中にももちろん学校復帰というの大きな目標ではありますが、学校復帰を目指すと言われてしまうと、学校復帰できている人はしているわけですから、そこが問題になっているわけなんで、学校教育課にこういうことを言っては申し訳ないと思うんですが、学校復帰だけが目標ではなく、その子供が社会人として生きていける力をつけるというようなそういった意味合いをちょっと入れていただきたいと思いますと感じました。

そして、2点目ですが、27ページです。安全教育、2番の安全教育の中に防災訓練等という新しい言葉を入れていただいて、大変よかったなと思ったんですが、ここも防災訓練と言ってしまうと、何かちょっと防災教育の中の1つの手段としての防災訓練というのがあるわけなので、ここはほかに防災の考え方というのが小中学生にはとても大事なので、例えば防災教育という言葉にするとか、これから数年の間に、するとか、していただきたいと思います。これから数年の間に防災教育というのは、やっぱり小中学校のときにとても大事なことになるだろうと思われまますので、そういった手がかりになるような言葉で、もう少し幅を持たせてお示しいただけるといいかなと感じました。

以上です。

学校教育課長

ご意見ありがとうございました。

まず、最初の23ページでございます。様々な学習の、不登校関係の学校復帰を目指すというところの文言についてでございます。確かに子供たちの将来の生き方を考えた上で、学校が全てではないということは十分承知をしております。しかしながら、1つの目標として学校復帰というのはその選択肢の中の1つだと私は考えております。ですので、この中にそうですね、様々な学習の場の提供でありますとか、社会につながるような学習の場というようなそうした文言を少し検討させていただいて、ここの文言については検討させ



ていただきたいと思います。

2つ目です。27ページにおきまして、防災訓練という限定的になってしまうのではないかというようなお話をいただきました。確かに防災訓練、この中に考えておりましたのは、例えば避難訓練、通常やっているような避難訓練ですとか、不審者対応のですとか、そうしたことに限定されてしまいがちな内容であるということは確かにそのとおりで、一方で喜多方第一中学校のように地域と一緒に防災訓練をしている、そうした意味合いも含めていくということが大切だというようなご意見だと理解をさせていただきました。ここの内容につきましても、この文章の流れだと、防災教育という形にはちょっとこの部分ではすぐに直せるものではございませんので、この下の安全教育の充実というようなところに合わせまして、防災教育というような内容を含めていくことが恐らく委員のご期待に添えるような内容になるのかなと思いますので、そうしたところについても検討させていただきたいと思います。

以上です。

教育長  
高橋委員

いいですか。

よろしく願いいたします。

それで、今の防災についてなんですが、先ほどちょっと申し上げましたけれども、今小中学生を対象に、発達段階に応じた防災の考え方というのをやっている市町村というか、学校もあって注目されているわけなんですが、私もそういったことがとても大事だと思います。

喜多方市は実際南海トラフも首都直下型地震の影響もそれほどないだろうと言われているんですが、今のお子さんたちは、これから首都圏に巣立っていく方も多いためだと思いますので、そういった根本に防災・減災、それから災害時の自分の力をどこに生かすかというのが学校教育だけではなく、生涯学習、社会教育の分野でも子供さんたちにとってはとても、それこそ生きる力、命を失わないために、人の命を助けるためにというそういった根本的な生きる力という意味で、とても大事になってくると思いますので、ぜひそこをちょっとこれから学校教育や社会教育の中でプログラムを考えていただきたいと思いますというふうに思ったので、申し上げたということです。

以上です。

教育長

最初23ページの部分については、最終的な目標は学校復帰ではないんだよね。だから、やっぱり学校復帰を目指しながらも、例えばこういう力を身につけていくという、身につけられるようにすると

かね、そんな形の文章のほうがいいのかなど。将来的に学校復帰できれば最高ではあるんですが、やっぱり狙いとしては学校復帰ではないので、そこはちょっと文言修正をお願いします。

あと、27ページの防災訓練等においてという部分で、先ほど課長が説明してはくださったんですが、文言的には防災教育のほうがいいのかなど。というのは、二通り意味があって、訓練という言葉は今極力使わなくなっているだよね。いろんな意味でね。それと、あと防災教育としたほうが、先ほど言ったように発達段階に応じた、いわゆる訓練的なそういう行動的なものだけでなく、通常の教育課程の中で1年生なら1年生に、その発達段階に即した内容等の学習があるので、それも含めて防災教育のほうがいいのかなどというふうに思います。よろしいですか。

では、ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

教育総務課長

ご意見ありがとうございます。

2点ご説明、追加させていただきます。

まず1つ目ですけれども、現在総合計画のほうの見直しのほうも行っている状況にあります。また、本日ご意見をいただいた修正のほうも発生いたします。また、今後各課による再度の確認も行いたいと考えておりますので、本日の計画案に対しまして、修正を今後加えていきたいと考えておりますので、ご了承をお願いしたいと思います。

次に、今後の予定についてでございますが、この後議会のほうに年明けになるかと思いますが、この計画案について説明のほうをするということになります。その後、パブリックコメントのほうに付しまして、市民の方から広くご意見のほうを頂戴するような形になります。

それから、2月の定例教育委員会において、パブリックコメントで出された意見等の報告を行いまして、総合教育会議のほうも2月に開催の予定をしたいと考えております。

最終的には3月の定例会のほうで、この計画のほうを決定ということではしていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

教育長

今教育総務課長から今後の予定等も含めてお話がありました。よろしいですか。

<異議なしの声あり>

教育長

それでは、協議の第5号喜多方市教育振興基本計画の案については、この程度の話合いといたします。

協議第6号 成年年齢引き下げに伴う令和4年度以降の成人を祝う式典の名称（案）  
について

教育長 続いて、協議の第6号、成年年齢引き下げに伴う令和4年度以降の成人を祝う式典の名称（案）について、これを取り上げますので、事務局より説明をお願いいたします。

生涯学習課長 協議第6号、成年年齢引き下げに伴う令和4年度以降の成人を祝う式典の名称について、ご説明申し上げますので、15ページをお開きいただきたいと思います。

成人年齢を20歳から18歳に引き下げる改正民法が令和4年4月1日に施行されることに伴いまして、4年度以降の成人年齢を、成人年齢引き下げに伴う成人を祝う式典は、20歳の方を対象として1月に実施することとしましたが、下記のとおり式典の名称について協議するものでございます。

式典の名称につきましては、喜多方市二十歳を祝う会。理由といたしまして、（1）といたしまして20歳になったことをお祝いする会とするため。（2）といたしまして、民法上の成年年齢18歳と区別するためでございます。

内容は、以上でございます。

教育長 ただいま説明がありましたが、この内容につきまして、ご意見、ご質問、ご異議等ありましたらお願いします。

遠藤委員 私個人的には、成人式という名称使っていきたいなという思いはあったんですけども、やはり18歳成人ということと区別するためには、全国的にこういう流れになってきているんでしょうか。

生涯学習課長 全国的な動向については、その辺は把握していないところでございますが、昨年度国の内閣府官房のほうから、昨年4月になりますが、成人式の今後の在り方等々について各町村で検討するようにという通知がございまして、それを基に本市では昨年の8月に令和4年度以降の成人式の時期や在り方等々について、市民にアンケートをいたしました。

対象者については、学校関係者、あと市内の高校生、あと地区の関係者、行政区長さんだったり、民生委員の方々等々にアンケート実施いたしました。そのアンケートについては、やはり成人式にふさわしい対象年齢ということでやっぱり二十歳がいいだろうということの意見だったり、名称についても成人式ではなく、別な言い方、名称のほうがいいでしょうということで事務局のほうでその成人年

年齢等分けるために、先ほど申しましたような形で、二十歳を祝う会というふうなことにしたいということと、やはり成人となると、今成人が二十歳から18歳になりますが、その区別がつかないだろうということでのことでありますので、そういったことで成人と二十歳、20歳を区別する意味でも、このような名称にしたという経過でございます。

教育長

よろしいですか。アンケート等を基にしてこんな形になったということでもありますので、喜多方市二十歳を祝う会ということでもよろしいですか。

<異議なしの声あり>

教育長

それでは、特にご異議等ないということでもありますので、協議第6号については、この程度といたしたいと思えます。

## 8 その他

### (1) 教育長及び各委員から

教育長

以上で、協議事項のほうは終わりますが、8番その他で最初に教育長及び各委員からとあるんですが、お手元に上三宮小学校のパンフレットが行っていると思いますが、簡単に説明をお願いします。

学校教育課長

上三宮小学校の小規模特認校制度につきましては、以前にお知らせしたとおりでございますが、ようやく予算等が下りまして、パンフレットを作らせていただきました。このパンフレットが今皆様のお手元にあるものでございます。

12月の議会が終わってから、このパンフレットを各小学校、それからそれぞれの新入学の園児さん等に配布をさせていただきます。現在上三宮小学校で学びませんかというような児童募集のパンフレットを周知を図っているところでございます。

こちらのほうはまず最初、表紙を見ていただきますと、上三宮小学校の小規模特認校制度、PRといたしまして真ん中のほうに外国語活動の教育の充実、ICT教育の充実、子に応じた指導、そして体験学習の充実というような、こうしたところをこの学校の魅力といたしまして、それぞれ保護者の希望を取りたいとするものです。

お聞きください。

こちらは、現在の三宮小学校の内容、現在の様子なんですけれども、子に応じた指導ですとか、ICTですとか、体験活動等、先ほどの裏づけとなるような現在の状況がここのほうにお示しさせていただいております。そして、その右側には募集要項ということで、

簡単ではございますが、こうした対象児童から決定通知の方法までを記載をさせていただいております。

そして、一番裏のページになりますけれども、今週のちょうど土曜日になりますけれども、上三宮小学校の特認校制度に関する説明会を本庁舎にて10時から行うということで、現在その準備をしているところでございます。

パンフレットの説明については以上であります。

教育長

今説明ございましたが、ご意見等あったら、お願いします。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

このような形で進んでいるということでもありますので、上三宮小学校、小規模特認校ということで、来年4月にはさらに多くの子供たちが上三で学べるようになればいいな、なんて思っています。この件については、この程度といたします。

ほかに委員の皆様方から何かございましたら、お願いします。

荒明委員

協議事項で聞けばよかったんですが、これから図書館の在り方というか、計画、どういう、市民のニーズに合った図書館の在り方を検討していくと書いてありましたが、それについてはどのようにこれから見通しとして、どのように進めていくのかちょっと教えていただけますか。

生涯学習課長

図書館の在り方ということでございますが、現在子ども・子育ての関係で、県立病院跡地のほうに複合施設という形で第1期工事ということで、子ども・子育て、あるいは看護、介護等々の複合施設ということで整備してございます。今後2期工事として、そこに図書館機能、それと厚生会館、青少年、勤労青少年ホームの機能を有した施設ということで、整備していくこととなりますが、現在教育部内において2期工事の部分でどのような施設、どのような内容で進めていくかということで整備、検討しております。

今後、予定とはなりますが、全庁的にその中身について細部について進めていくような形になりますけれども、今後全庁的に検討して、2期工事の複合施設の在り方ですね、その辺を細部にわたって検討していくというふうな流れでございます。

教育長

よろしいですか。

荒明委員

まだ具体的に図書館の在り方というか中身、それについては検討はまだ始まっていないということですね。（「そうですね」の声あり）いや、今現在の図書館がどっちかという空間が狭いじゃないですか。だから、私としては今度新しくできるときに、子供ライブ

ラリーみたいな、一緒に読み聞かせできる空間はもちろんなんですけれども、子供対象とか、あと学生が調べるとか、インターネットが置いてあるだけじゃなくて、専門書が置いてあったりとか、調べる空間があったりとか、またそれ以外にもメインのライブラリーを一般、大人の方々とか、あとそれから思ったんですが、そこでは車椅子の方って無理ですよ。だから、障害を持った車椅子の方々も入れるような、そういうちょっと広々とした空間にできるといいなと思ったものですから、どのように進んでいるのかなとちょっと気になったもので、はい。じゃあそんな感じで。

生涯学習課長

その辺については、今後十分に検討して行って、話し合いを持ちながら、もちろん市民の市民懇談会だったり、関係の方々からご意見を聴取して進めていくこととなりますけれども、今の段階では先ほども申しましたように、今ある図書館を取り壊して、県立病院の跡地のほうに整備をするという程度でございます。面積等々は大ざっぱな面積は出ていますけれども、それぞれのおっしゃった障害者だったり、スペース的な部分については、今後十分に検討していくというふうなことになるかと思っておりますけれども。

教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

<なしの声あり>

## (2) 事務局から

教育長

では、事務局のほうから何かありましたら、お願いします。

<なしの声あり>

教育長

特にないですか。

それでは、その他のほうはこの程度といたします。

## 9 連絡事項

### (1) 令和3年度教育委員会会議の開催日程（案）等について

教育長

続いて、9番の連絡事項に移ります。令和3年度の教育委員会会議の開催日程案等について、ここについて説明をお願いします。

教育総務課長

資料の16ページをお開き願います。

令和3年度の教育委員会の会議の開催日程についてでございますが、記載のとおりで、11月定例会でお示した日時から変更はございません。また、その下になります。今後の日程につきましては、記載のとおり2件で、1点目は令和4年新春市民の集いで、1月4

日の10時から、2点目は令和4年喜多方市成人式で、1月9日の午後1時30分から、いずれも会場は喜多方プラザで開催されますので、出席のほうをお願いいたします。

連絡事項につきましては、以上です。

教育長

今、今後の日程等について説明ありましたが、ここについて何かありましたら、お願いします。

<なしの声あり>

教育長

では、今後の日程等についてもよろしくをお願いいたします。

以上で、今日の案件全て終わりなのですが、何か言い忘れたようなこととか、連絡とかありましたらお願いします。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

それでは、特にないということですので、令和3年12月の教育委員会定例会、これで閉じたいと思います。お疲れさまでした。

なお、閉会時刻については午前の11時10分ということでお願いいたします。

お疲れさまでした。

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教 育 長 大 場 健 哉

教育長職務代理者 荒 明 美恵子

三 番 委 員 遠 藤 一 幸

四 番 委 員 高 橋 明 子

教育総務課長補佐 塚 原 和 憲